

相続や贈与などで
手にされた



ずっと以前に
ご購入になった



ご自宅や
貸金庫などで
管理している



上場会社の「株券電子化」2009年(平成21年)1月実施で準備中!!

株券が「無効」に!!

- 株券電子化が実施されると、上場会社の株券は無効となりますが、**株主の権利は電子的に証券会社等の金融機関の口座で管理されます。**
- 正式には、政令により実施日が決定されますが、経済界・金融界としては、「2009年(平成21年)1月」を実施目標として準備を進めています。



株券をお手元(自宅、貸金庫等)にお持ちの場合は、必ずご確認ください。

電子化
される
までの
手続き

株券はご本人名義になっていますか?

※裏面Q1「名義の確認方法」を参照



※ご家族の株券もご確認ください。

いいえ

必ず!!

早急に、**名義書換をしてください!!**

※裏面Q2「名義書換の手続き方法」を参照

書換未済

はい

手続きは不要!!

株券を証券会社を通じて
「証券保管振替機構
(ほふり)」にお預けの場合



手続きは不要!!

2009.1

上場会社が株主の権利を確保するための口座(特別口座)を自動的に開設します。
※裏面Q3「特別口座」を参照

要
注
意

株主の権利を
失う可能性も!!

他人名義で「特別口座」に記録されるので、株主の権利を失う可能性があります。

電子化実施後、本人名義に変更するには、相続や譲渡等の証明が必要となり、**大変複雑な手続き**となります。



注
意

「特別口座」では株式の
売買はできません!!

株式を売買するには証券会社に口座を開設し、株式の振替手続きが必要になります。
※単元未満株式の買取請求は「特別口座」でも行えます。

株式の売却時

特別口座

振替

取引口座
証券会社



自由に売却!!

証券会社を通じて、「証券保管振替機構(ほふり)」に株券をお預けの場合は、株券電子化にあたり何も手続きをする必要はありません。今までと同様に自由な売却が可能です。



※「証券保管振替機構(ほふり)」についての詳細は証券会社へお問い合わせください。

◆名義書換等の手続きはできる限り早急にお済ませください!!

- 株券電子化実施直前は信託銀行・証券会社等の窓口が大変混雑することが予想されます。
- 証券会社に口座を開設する際には、あらかじめ手続き等をご確認ください。

金融庁 法務省 日本銀行

日本経済団体連合会 全国株懇連合会 全国銀行協会 信託協会

日本証券業協会 全国証券取引所 証券保管振替機構

Q1 株券「名義の確認方法」は？

A. お手持ちの株券の裏側に「登録年月日」「株主名」「登録証印」の項目がありますので、「株主名」の欄が本人確認のできるお名前かご確認ください。

※古い株券の場合、原始名義人が表側に印刷されているものがあります。



証券 太郎

Q2 株券「名義書換の手続き方法」は？

A. 相続・贈与・譲渡等による名義書換の手続きは株主名簿管理人に連絡をしてください。

■株主名簿管理人の探し方■

株主総会招集通知、配当金通知などの書類の封筒に記載されている差出人をご確認ください。

(主に、信託銀行や証券代行会社の証券代行部の名が記載されています。)

■株主名簿管理人において行える主な手続き■

- | | |
|--------------|---------------------------|
| 1. 名義・住所等の変更 | ● 名義・住所の変更、結婚などによる改姓手続き |
| 2. 紛失等株券の再発行 | ● 株券の紛失等による喪失の届出および再発行手続き |
| 3. 単元未満株式の取扱 | ● 単元未満株式の買取請求、買増請求手続き |

※ その他、証券会社でも名義書換の手続きの取次を行っている会社もあります。詳細は、お近くの証券会社へお問い合わせください。



株主名簿管理人
〇〇〇証券代行部
連絡先
〇〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇

そうだったのね



Q3 株券電子化後に開設される「特別口座」って何？

A. 株券電子化に伴い、証券会社を通じて株券を「証券保管振替機構(ほふり)」に預けていない株主の権利を確保するために、自動的に当該上場会社が信託銀行等に開設する口座です。

※ 株券電子化が実施されると、株券は回収されずに無効となります。

※ 「特別口座」が開設された株主宛にご案内が送付される予定です。

ん…そうなの!?



◆ 株券電子化実施前後の売却はできません。

- ・ 株券電子化実施前の約2週間は、お手元の株券を証券会社に預けたり、株式市場での売却ができません。
- ・ 株券電子化実施後の約3週間は、「特別口座」の開設手続きのため、売却ができません。

◆ 「特別口座」では、株式の売買はできません。

- ・ 「特別口座」は株主の権利を確保するための口座ですので、株式の売買はできません。株式を売買するには証券会社に口座を開設し、株式の振替手続きが必要になります。
- ・ 単元未満株式の買取請求は「特別口座」でも行えます。

◆ 複数銘柄を所有している場合、「特別口座」も銘柄ごとになります。

- ・ 「特別口座」は上場会社が開設しますので、複数銘柄の株券を所有する場合、「特別口座」もその数だけ開設されます。よって売却の際、手続きが煩雑になる可能性があります。

注意

■ご注意

・ 本パンフレットは、2007年(平成19年)4月時点の情報に基づき作成しております。今後出される法律、政・府省令等により、内容が変更になる可能性がありますのでご注意ください。

・ 著作権その他一切の権利は、日本証券業協会 証券決済制度改革推進センターに帰属します。

・ 株券電子化についての周知を図る目的に限って、本パンフレットを頒布、複製されることは構いませんが、営業活動等に利用すること、および内容を改変・編集すること等は一切禁じます。

■お問い合わせ先および情報は

日本証券業協会 証券決済制度改革推進センター

(証券受渡・決済制度改革懇談会事務局)※

TEL : 03-3667-4500 (平日9:00~17:00)

URL : <http://www.kessaicenter.com/>

(※担保に関する情報も適宜更新しています。)

※ 懇談会は、わが国の証券決済制度改革の早期実現等を推進するため、1999年(平成11年)7月、業界横断的に関係者がメンバーとなって設置されたプロジェクト機関です。